

市会発議第1号

福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月30日

発議者	福知山市議会議員	高橋 正樹
賛成者	福知山市議会議員	大谷 洋介
〃	〃	吉見 純男
〃	〃	野田 勝康
〃	〃	桐村 一彦
〃	〃	森下 賢司
〃	〃	柴田 実
〃	〃	荒川 浩司

福知山市議会議長 芦田 眞弘 様

(別紙)

福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

(福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年福知山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。